

平成 29 年度 事業計画概要

法人の概要

昭和 38 年 3 月、旧称：社会福祉法人埼玉県盲人福祉ホームとして認可。

平成 17 年、社会福祉法人埼玉県視覚障害者福祉センターと改称。

第 2 種社会福祉事業として「埼玉点字図書館(昭和 45 年～)」及び「埼玉盲人ホーム(昭和 38 年～)」を設置経営。そのほか公益事業(平成 17 年本部から移行)を実施。

本 部

29 年度全面施行の「社会福祉法」の改正の趣旨を踏まえつつ、法人規模や施設の種別に相応しい経営組織の強化と事業運営の透明化を図る。

また今年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行を契機とした、障害者及び地域住民の意識の向上に応える施設運営を継続していく。

- (1) 法人現況報告書・財務諸表等開示システム、ホームページや感謝録「絆」等での適切な経営情報の公開
- (2) 一般からの寄附金受入れ等、収入基盤の強化
- (3) 諸規程の整備と文書管理の改善

埼玉点字図書館

点字図書館では館長以下 6 名の職員を中心に、①点字及び録音図書・雑誌の製作、②約 650 名の常時利用者に対する図書・雑誌の貸出業務、③音声プレイヤー再生機の操作説明や情報機器に対する利用者支援を継続してきた。近年、技術革新の加速により、視覚障害の有無にかかわらず、種々の機器や サービス

の利用状況によって、個々の情報環境はきわめて多様化してきた。地域の視覚障害者の、点字図書館に期待される資料やサービスも多種多様になっている。

多数の利用者へのサービスの公平性に留意しながら、視覚障害者の社会参加や自己決定を情報提供の面で支援すべく、上記①②③に加え、以下の重点項目に取り組む。

- (1) 職員及びボランティアの製作・校正能力の開発
- (2) 改正個人情報保護法に留意した利用規程の改訂と個人情報の安全管理
- (3) デイジー再生機の機種更新と操作支援
- (4) テキストデイジー資料の製作・提供
- (5) 加盟団体「関東地区点字図書館協議会」秋期研修会(9月)の開催
- (6) 事業費不足対策(業務の効率化、補助金増額の陳情・助成金申請)

埼玉盲人ホーム

盲人ホームは、所長の監督の下、特別支援(盲)学校を卒業し、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等の免許を有し、自立することも雇用されることも困難な視覚障害者に、指導員が技術並びに臨床指導を行い、自立を促す施設である。近年患者数が減少し、業務が停滞傾向にあるので、他の盲人ホームや特別支援学校等と連携しながら事業内容を充実して活性化を図る。

公益事業

自治体等の法人・団体の依頼により、視覚障害者への行政・地域生活の情報保障として、広報紙や文書の点訳および点字印刷、音訳およびCD複製、それらの配付(郵送)を行う。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行以来漸増の、点訳・音訳等の照会に適切に対応する。

近年一部の自治体では、点訳・音訳広報の制作配布業務を一般競争入札案件に移行させており、長年継続の受託業務でも、契約事務量・経費が増加する一方で、受託料収入は漸減するなど、実施環境は厳しさを増している。

本年度は、増大する音声情報の製作品質向上・工期短縮のため、上半期に新型デジタイザー再生機の整備を、下半期に旧型録音室の更新工事を行なう。また引き続き校正及び発行部門の技能・ノウハウの継承に注力する。